

『生活保護法による医療扶助の適正な運営について』（厚生省社会・援護局長通知）  
（平成12年12月14日社援第2700号）

**通知の趣旨**

景気の低迷を背景に被保護者数が増加する中、医療扶助受給者数についても増加傾向にある。又、被保護者の8割が医療扶助を受給し、医療扶助費が生活保護費全体の6割を占める等生活保護制度における医療扶助の重要性は一段と高まっている。

このような中で、本年度から新たに施行された制度・仕組みに対応するため、あらためて医療扶助の適正な運営について周知徹底を図ることとしたものである。

- 1 本年4月から医療券と診療報酬明細書を分離したことにより、医療機関における請求事務の軽減が図られた一方、福祉事務所において、請求された医療費の資格審査（生活保護法に基づく請求か否かの確認）を行う必要が生じたこと。
- 2 同じく4月から介護保険制度が施行されたことにより、従来、高齢単身者等で長期入院を余儀なくされていた方について、介護施設への入所又は介護サービスを受けての在宅生活への移行等いわゆる社会的入院を解消するための体制が整ったこと。
- 3 又、その他の長期入院患者（精神病患者等）についても、保護施設や精神障害者社会復帰施設等への入所又は在宅福祉サービスの利用による在宅生活への移行等患者の態にあった適切な処遇を確保する必要があること。

**通知の概要**

- 1 医療扶助受給者等の病状及び受診状況の把握と助言指導  
レセプト情報の活用により医療扶助受給者（以下「受給者」という。）の状況を確認し、適切な処遇方針を設定した上、就労又は療養の助言・指導を行うこと。
- 2 医療関係情報の指導援助への活用及びレセプト点検の徹底  
(1) 受給者の病状把握と指導援助への活用  
レセプトに記載された診療日数、診療内容及び請求点数等を点検することにより、

個々の受給者の病状及び受診状況等の把握に努め、その結果に基づいて適切な処遇方針を設定した上、就労又は療養の助言・指導を行うこと。

## (2) レセプト点検の徹底及び審査体制の整備

レセプト点検は、受給者の処遇方針の確立や助言指導を行う上で重要な判断材料となるだけでなく、医療費（公費）の適正な支出のために欠かせないものであることから、本庁及び福祉事務所において、効率的かつ効果的に点検を実施する必要がある。

①資格審査、②内容審査、③縦覧点検、④審査・点検体制の整備等

## (3) 医療関連情報のデータベース化とその活用

個々の被保護者の生活実態等の分析・把握や被保護者に関する情報の効果的な管理等生活保護の適正な運営にとって、被保護者情報のデータベース化は大変有効であることから、本庁及び福祉事務所において、適宜、取り組むこと。

## 3 長期入院患者の退院促進、頻回受診者に対する指導等

### (1) 長期入院患者の退院促進

長期入院患者については、入院治療の必要性、出身世帯との関係、他法措置との関係等処遇を決定する上で基礎となる患者の状況等を常時的確に把握した上、嘱託医や主治医の意見を踏まえ、当該患者に対する適切な処遇の確保に努めること。

### (2) 頻回受診者等に対する指導

レセプト点検等により診療日数を把握した上、嘱託医や主治医との協議により必要な診療の程度（受診回数）を確認し、診療日数が過度に多い者に対しては、適正な受診について助言指導を行うこと。

## 4 指定医療機関による適正な医療扶助の実施

### (1) 診療方針に基づく診療及び診療報酬の適正な請求の徹底

レセプトの審査・点検において、繰り返し請求上の誤りをおかしたり、生活保護法の診療方針で認められていない診療を行っている等の指定医療機関に対しては、診療報酬請求の過誤原因の是正や診療方針の徹底に努めるよう指導すること。

### (2) 指定医療機関に対する指導・検査

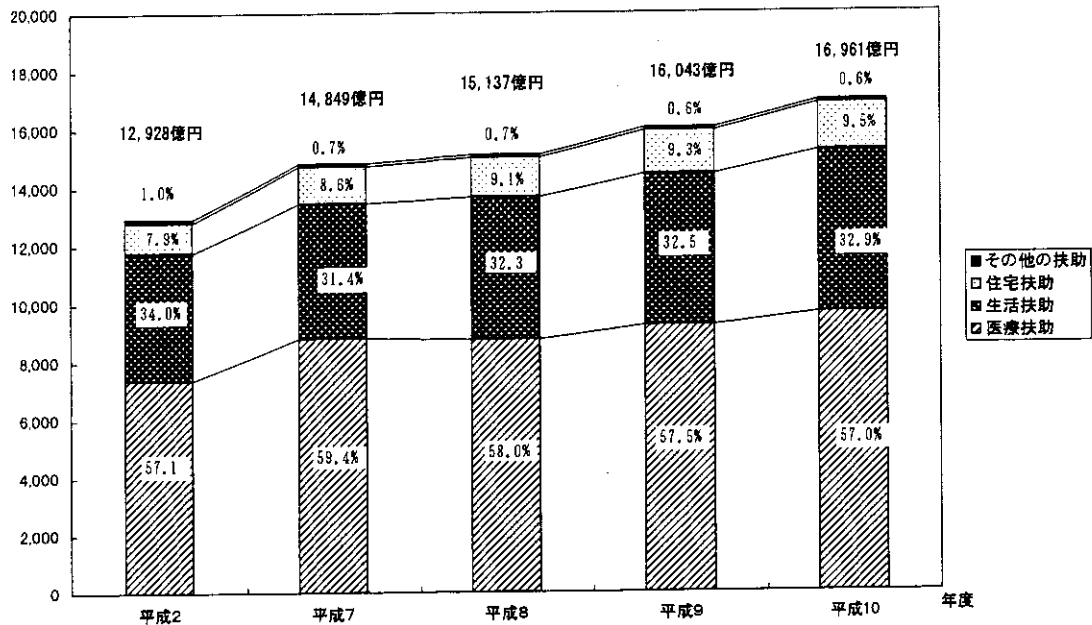
本庁においては、医療法等の基準を満たしていない等医療扶助を担当させるにふさわしくないと認められる指定医療機関について、立入検査を行った上、必要な指導を行うこと。また、福祉事務所においては、原則としてその状態が解消されるまでの間、当該指定医療機関に対する患者委託を控えること。

## 5 ケースワーカー等に対する研修の推進

技術吏員、嘱託医その他医学及びレセプト点検の知識や経験を有する者並びに保健所職員他法の活用を図る上で有効な知識を有する者を講師として、基本的な医療の知識等に関する研修を行い、本庁及び福祉事務所職員の資質の向上に努めること。

事業費(億円)

1 扶助の種類別 事業費の推移



2 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A	医療扶助費 総 額 億円
		実 数			指数 (平成2年度=100)				
		総 数 B	入 院	入院外	総 数	入 院	入院外		
平成2年度	1,014,842	711,268	133,105	578,163	100.0	100.0	100.0	70.1	7,379
7年度	882,229	679,826	123,924	555,903	95.6	93.1	96.1	77.1	8,819
8年度	887,450	695,075	124,794	570,281	97.7	93.8	98.6	78.3	8,773
9年度	905,589	715,662	126,530	589,132	100.6	95.1	101.9	79.0	9,230
10年度	946,993	753,366	130,358	623,008	105.9	97.9	107.8	79.6	9,659
11年度	1,004,472	803,855	134,043	669,812	113.0	100.7	115.9	80.0	

注：医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額で表している。

3 介護保険制度施行当初の介護扶助人員の推移

	介護扶助人員					
	合 計	在宅者数	介護施設入所者数			
			計	指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設	指定介護療養型施設
平成12年4月	人	人	人	人	人	人
	54,596	43,914	10,682	1,960	4,184	4,538
5月	59,382	47,486	11,896	2,151	4,651	5,094
6月	63,576	50,864	12,712	2,380	4,887	5,445